

ビジネス研究科教授会規程

2004年3月31日制定
2005年3月 2日改正
2008年3月 5日改正
2009年10月7日改正
2013年2月 6日改正
2013年10月2日改正
2013年11月6日改正

第1条 大学院学則第32条及び専門職大学院学則第46条に基づき、ビジネス研究科教授会（以下「教授会」という。）に関する事項を定める。

第2条 教授会は、次の者をもって構成する。

- (1) ビジネス研究科専任の教授、准教授及び助教
- (2) ビジネス研究科任用の教授、准教授及び助教
- 2 教授会で認められた場合、ビジネス研究科任期付教員及び特別客員教授は、教授会に陪席することができる。

第3条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究に関する事項
- (2) 授業及び研究指導に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 学位論文審査に関する事項
- (6) 学則、研究科諸規程に関する事項
- (7) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項
- (8) 学長から諮問された事項
- (9) 研究科長の選出に関する事項
- (10) 教授会の組織及び運営に関する事項
- (11) その他教授会が必要と認める事項

第4条 教授会は、研究科長がこれを招集し議長となる。

- 2 構成員の5分の1以上から審議事項を付した文書をもって教授会開催の請求があったときは、研究科長はすみやかに教授会を招集しなければならない。

第5条 研究科長は、教授会において互選する。

第6条 教授会は、構成員（ただし、休職中の者、在外研究員、国内研究員を除く。）の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決する。

- 2 専任教員の人事に関しては3分の2以上の賛成を持って議決する。
- 3 学位論文審査の審議は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、投票による3分の2以上の賛成をもって議決する。

第7条 ビジネス研究科にビジネス専攻会議及びグローバル経営研究専攻会議を置く。

- 2 ビジネス専攻会議及びグローバル経営研究専攻会議に関する事項は、別に定める。
- 3 教授会は、ビジネス専攻会議及びグローバル経営研究専攻会議の審議結果を最大限尊重する。

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。